

○土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）について（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 239 号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																																
別 紙	別 紙																																
土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)	土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)																																
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]																																
第 2 章 用排水ポンプ設備	第 2 章 用排水ポンプ設備																																
第 1 [略]	第 1 [略]																																
第 2 直接製作費	第 2 直接製作費																																
1 材料費	1 材料費																																
1－1・1－2 [略]	1－1・1－2 [略]																																
1－3 副部材費 [略]	1－3 副部材費 [略]																																
表－2・2・2 [略]	表－2・2・2 [略]																																
表－2・2・3 副部材費率 (%)	表－2・2・3 副部材費率 (%)																																
<table><tr><th>区 分</th><th>副部材費率</th></tr><tr><td>横 軸 軸 流 ポ ン プ</td><td rowspan="2">5.0</td></tr><tr><td>横 軸 斜 流 ポ ン プ</td></tr><tr><td>立 軸 軸 流 ポ ン プ (一 床 式)</td><td rowspan="4">6.0</td></tr><tr><td>立 軸 軸 流 ポ ン プ (二 床 式)</td></tr><tr><td>立 軸 斜 流 ポ ン プ (一 床 式)</td></tr><tr><td>立 軸 斜 流 ポ ン プ (二 床 式)</td></tr><tr><td>横 軸 渦 巻 ポ ン プ (両 吸 込)</td><td>12.0</td></tr><tr><td>フ ラ ッ プ 弁</td><td>3.0</td></tr><tr><td><u>立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台</u></td><td><u>二</u></td></tr></table>	区 分	副部材費率	横 軸 軸 流 ポ ン プ	5.0	横 軸 斜 流 ポ ン プ	立 軸 軸 流 ポ ン プ (一 床 式)	6.0	立 軸 軸 流 ポ ン プ (二 床 式)	立 軸 斜 流 ポ ン プ (一 床 式)	立 軸 斜 流 ポ ン プ (二 床 式)	横 軸 渦 巻 ポ ン プ (両 吸 込)	12.0	フ ラ ッ プ 弁	3.0	<u>立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台</u>	<u>二</u>	<table><tr><th>区 分</th><th>副部材費率</th></tr><tr><td>横 軸 軸 流 ポ ン プ</td><td rowspan="2">5.0</td></tr><tr><td>横 軸 斜 流 ポ ン プ</td></tr><tr><td>立 軸 軸 流 ポ ン プ (一 床 式)</td><td rowspan="4">6.0</td></tr><tr><td>立 軸 軸 流 ポ ン プ (二 床 式)</td></tr><tr><td>立 軸 斜 流 ポ ン プ (一 床 式)</td></tr><tr><td>立 軸 斜 流 ポ ン プ (二 床 式)</td></tr><tr><td>横 軸 渦 巻 ポ ン プ (両 吸 込)</td><td>12.0</td></tr><tr><td>フ ラ ッ プ 弁</td><td>3.0</td></tr><tr><td><u>立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台</u></td><td><u>0.0</u></td></tr></table>	区 分	副部材費率	横 軸 軸 流 ポ ン プ	5.0	横 軸 斜 流 ポ ン プ	立 軸 軸 流 ポ ン プ (一 床 式)	6.0	立 軸 軸 流 ポ ン プ (二 床 式)	立 軸 斜 流 ポ ン プ (一 床 式)	立 軸 斜 流 ポ ン プ (二 床 式)	横 軸 渦 巻 ポ ン プ (両 吸 込)	12.0	フ ラ ッ プ 弁	3.0	<u>立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台</u>	<u>0.0</u>
区 分	副部材費率																																
横 軸 軸 流 ポ ン プ	5.0																																
横 軸 斜 流 ポ ン プ																																	
立 軸 軸 流 ポ ン プ (一 床 式)	6.0																																
立 軸 軸 流 ポ ン プ (二 床 式)																																	
立 軸 斜 流 ポ ン プ (一 床 式)																																	
立 軸 斜 流 ポ ン プ (二 床 式)																																	
横 軸 渦 巻 ポ ン プ (両 吸 込)	12.0																																
フ ラ ッ プ 弁	3.0																																
<u>立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台</u>	<u>二</u>																																
区 分	副部材費率																																
横 軸 軸 流 ポ ン プ	5.0																																
横 軸 斜 流 ポ ン プ																																	
立 軸 軸 流 ポ ン プ (一 床 式)	6.0																																
立 軸 軸 流 ポ ン プ (二 床 式)																																	
立 軸 斜 流 ポ ン プ (一 床 式)																																	
立 軸 斜 流 ポ ン プ (二 床 式)																																	
横 軸 渦 巻 ポ ン プ (両 吸 込)	12.0																																
フ ラ ッ プ 弁	3.0																																
<u>立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台</u>	<u>0.0</u>																																
<u>(注) 立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台には副部材はない。</u>																																	

1－4～1－8　【略】			1－4～1－8　【略】		
2　【略】			2　【略】		
3　製作工数 【略】			3　製作工数 【略】		
3－1　ポンプ形式区分毎1台当り標準製作工数(y) 【略】			3－1　ポンプ形式区分毎1台当り標準製作工数(y) 【略】		
表－2・2・17　ポンプ標準製作工数(y) (人/台)			表－2・2・17　ポンプ標準製作工数(y) (人/台)		
ポンプ形式		標準ポンプ製作工数算定式	ポンプ形式		標準ポンプ製作工数算定式
横　軸　軸　流　ポ　ン　プ		$y = - 0.0006X^2 + 1.02X + 28.3$	横　軸　軸　流　ポ　ン　プ		$y = - 0.0006X^2 + 1.02X + 28.3$
横　軸　斜　流　ポ　ン　プ		$y = - 0.0005X^2 + 1.192X + 26.5$	横　軸　斜　流　ポ　ン　プ		$y = - 0.0005X^2 + 1.192X + 26.5$
立　軸　軸　流　ポンプ（一床）		$y = - 0.001X^2 + 1.787X + 78.7$	立　軸　軸　流　ポンプ（一床）		$y = - 0.001X^2 + 1.787X + 78.7$
立　軸　軸　流　ポンプ（二床）		$y = - 0.0006X^2 + 1.794X + 86.8$	立　軸　軸　流　ポンプ（二床）		$y = - 0.0006X^2 + 1.794X + 86.8$
立　軸　斜　流　ポンプ（一床）		$y = - 0.0004X^2 + 2.088X + 77.4$	立　軸　斜　流　ポンプ（一床）		$y = - 0.0004X^2 + 2.088X + 77.4$
立　軸　斜　流　ポンプ（二床）		$y = - 0.0002X^2 + 2.113X + 87.0$	立　軸　斜　流　ポンプ（二床）		$y = - 0.0002X^2 + 2.113X + 87.0$
横軸渦巻ポンプ（両吸込）		$y = - 0.0018X^2 + 1.818X + 33.8$	横軸渦巻ポンプ（両吸込）		$y = - 0.0018X^2 + 1.818X + 33.8$
(注) 1～5　【略】			(注) 1～5　【略】		
6　横軸軸流・斜流ポンプの水中軸受はメタル軸受、立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床）の水中軸受はセラミック軸受を標準とする。			6　横軸軸流・斜流ポンプ及び横軸渦巻ポンプ（両吸込）の水中軸受はメタル軸受、立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床）の水中軸受はセラミック軸受を標準とする。		
7・8　【略】			7・8　【略】		
3－2～3－5　【略】			3－2～3－5　【略】		
4・5【略】			4・5　【略】		
第3　直接工事費			第3　直接工事費		
1　【略】			1　【略】		
2　材料費			2　材料費		
2－1　【略】			2－1　【略】		
2－2　据付材料費 【略】			2－2　据付材料費 【略】		
(1)　ポンプ設備据付材料費 【略】			(1)　ポンプ設備据付材料費 【略】		
表－2・3・2　ポンプ設備据付材料費率 (%)			表－2・3・2　ポンプ設備据付材料費率 (%)		
原動機種別	ポ　ン　プ　形　式	ポンプ設備据付材料費率	原動機種別	ポ　ン　プ　形　式	ポンプ設備据付材料費率
電　　　動　　　機	横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	52	電　　　動　　　機	横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	52

改 正 後		
	横軸軸流・斜流ポンプ	35
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	28
	立軸渦巻ポンプ（斜流）・水中ポンプ（固定・着脱）	
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン	横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	38
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	29
ガ ス タ ー ビ ン エ ン ジ ン	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	17

(注) 1～3 〔略〕

4 ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合はポンプ設備据付材料費率に表－2・3・3 の値を乗じる。

表－2・3・3 低圧受電の補正係数	
原動機種別	低圧受電の補正 <u>率</u> （％）
電 動 機	57
ディーゼルエンジン	86
ガスタービンエンジン	77

(2) 付帯設備据付材料

〔略〕

表－2・3・4 付帯設備据付材料費率（％）				
付帯設備種別		付帯設備据付材料費率	適用条件	備 考
受変電設備	電 動 機	$y=395.50kW^{-0.4313}$	kW≦5,000	kW：原動機出力
	ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	$y=376.19kW^{-0.3659}$	kW≦10,000	
	天井クレーン設備		1.0	

(注) 1～5 〔略〕

6 受電設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の付帯設備据付材料費は積上げとする。

2－3 〔略〕

3～5 〔略〕

第3章 水門設備

第1 河川・水路用水門設備

1・2 〔略〕

3 直接工事費

現 行			
	横軸軸流・斜流ポンプ	35	
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	28	
	立軸渦巻ポンプ（斜流）・水中ポンプ（固定・着脱）		
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン	横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	38	
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	29	
ガ ス タ ー ビ ン エ ン ジ ン	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	17	

(注) 1～3 〔略〕

4 ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合はポンプ設備据付材料費率に表－2・3・3 低圧受電の補正係数の値を乗じるものとする。

表－2・3・3 低圧受電の補正係数	
原動機種別	低圧受電の補正 <u>係数</u> （％）
電 動 機	57
ディーゼルエンジン	86
ガスタービンエンジン	77

(2) 付帯設備据付材料

〔略〕

表－2・3・4 付帯設備据付材料費率（％）				
付帯設備種別		付帯設備据付材料費率	適用条件	備 考
受変電設備	電 動 機	$y=395.50kW^{-0.4313}$	kW≦5,000	kW：原動機出力
	ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	$y=376.19kW^{-0.3659}$	kW≦10,000	
	天井クレーン設備		1.0	

(注) 1～5 〔略〕

6 受電設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は付帯設備据付材料費率に〔0.08〕を乗じる。

2－3 〔略〕

3～5 〔略〕

第3章 水門設備

第1 河川・水路用水門設備

1・2 〔略〕

3 直接工事費

改 正 後				現 行			
3－1～3－4　　〔略〕							
3－5　直接経費							
(1)～(4)　　〔略〕							
(5) 二次コンクリート及び型枠費							
1) 材料費							
コンクリート及び型枠等の材料を積上げ計上するものとする。							
2) 施工工数							
施工工数は、次式による。							
Y（人/式）＝y（人/門）×門数（門）							
Y：設備n門当たりの施工工数（人/式）							
y：設備1門当たりの標準施工工数（人/門）							
なお、標準施工工数は、表－3・1・26による。							
表－3・1・26　二次コンクリート及び型枠標準施工工数							
区　　　分		標準施工工数 （人/門）	摘 要	職種別構成割合（％）			
				土木一般 世話役	普通 作業員		
小形水門	プレートガーダ構造 ローラ・スライドゲート （三方水密・四方水密）	y=1.96x+3.28	x：コンクリート 打設量（m ³ ）	70	30		
(注)1　標準施工工数の範囲は、二次コンクリートの打設・一般養生、一般型枠の製作・加工・組立・設置・解体・撤去までとし、 コンクリートのはつりや仮設足場等が必要な場合は別途積上げるものとする。							
2　コンクリートの特殊養生が必要な場合や、化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。							
3　中・大形水門、堰、及び起伏堰については、必要な工数を別途積上げるものとする。							
3) 機械経費							
現場条件に応じて、必要な機械器具を積上げ計上するものとする。							
3－6　　〔略〕							
4　　〔略〕							
第2・第3　　〔略〕							
第4章・第5章　〔略〕							
第6章　鋼製付属設備							
第1・第2　　〔略〕							

3－1～3－4　　〔略〕							
3－5　直接経費							
(1)～(4)　　〔略〕							
(5) 二次コンクリート及び型枠費							
二次コンクリート及び型枠費の積算は、次式による。なお、二次コンクリート及び型枠費率は表－3・1・26による。							
二次コンクリート費及び型枠費（円/式）＝据付労務費（円/式）×二次コンクリート及び型枠費率(%)							
据付労務費（円/式）＝Σ {職種別据付工数(人/式)×職種別賃金(円/人)}							
据付労務費：表-3・1・19 標準据付工数で算出される職種別労務費の合計である。							
表－3・1・26　二次コンクリート及び型枠費率							
区　　　分		二次コンクリート及び型枠費率		（％）			
小形水門	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート （三方・四方水密）	7					
(注) 1　二次コンクリート及び型枠費に含む内容は、コンクリート打設、型枠、養生である。コンクリートはつり、仮設足場等 が必要な場合は、別途積上げるものとする。							
2　化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。							
3－6　　〔略〕							
4　　〔略〕							
第2・第3　　〔略〕							
第4章・第5章　〔略〕							
第6章　鋼製付属設備							
第1・第2　　〔略〕							

改正後	現 行												
第 3 直接工事費 1・2 [略] 3 据付工数 据付工数は、次式による。 $Y = y \times W \times K_n$$Y : \text{設備 1 基(橋)当りの据付工数(人/基、橋)}$$y : \text{設備の標準据付工数(人/ t)}$$W : \text{設備 1 基(橋)当りの据付質量(t /基、橋)}$$K_n : \text{据付数による補正係数}$ 3－1・3－2 [略] 4・5 [略] 第 7 章 塗 装 第 1 [略] 第 2 工場塗装 1 [略] 2 工場素地調整 2－1 [略] 2－2 工場素地調整歩掛 工場素地調整の歩掛は表－7・2・3 による。 表－7・2・3 工場素地調整歩掛 (100 m² 当り) <table><tr><th>素地調整程度 項 目</th><th>1 種 (製品ブラスト)</th></tr><tr><td>研 削 材 料</td><td>ショット 60kg</td></tr><tr><td>橋 り よ う 塗 装 工</td><td>5.5 人</td></tr></table> 3 [略]	素地調整程度 項 目	1 種 (製品ブラスト)	研 削 材 料	ショット 60kg	橋 り よ う 塗 装 工	5.5 人	第 3 直接工事費 1・2 [略] 3 据付工数 据付工数は、次式による。 $Y = y \times W \times K_n$$Y : \text{設備 1 基(橋)当りの据付工数(人/基、橋)}$$y : \text{設備の標準据付工数(人/ t)}$$W : \text{設備 1 基(橋)当りの質量(t /基、橋)}$$K_n : \text{据付数による補正係数}$ 3－1・3－2 [略] 4・5 [略] 第 7 章 塗 装 第 1 [略] 第 2 工場塗装 1 [略] 2 工場素地調整 2－1 [略] 2－2 工場素地調整歩掛 工場素地調整の歩掛は表－7・2・3 による。 表－7・2・3 工場素地調整歩掛 (100 m² 当り) <table><tr><th>素地調整程度 項 目</th><th>1 種 (製品ブラスト)</th></tr><tr><td>研 削 材 料</td><td>ショット 60kg</td></tr><tr><td>橋 り よ う 塗 装 工</td><td>5.5 人</td></tr></table> 3 [略]	素地調整程度 項 目	1 種 (製品ブラスト)	研 削 材 料	ショット 60kg	橋 り よ う 塗 装 工	5.5 人
素地調整程度 項 目	1 種 (製品ブラスト)												
研 削 材 料	ショット 60kg												
橋 り よ う 塗 装 工	5.5 人												
素地調整程度 項 目	1 種 (製品ブラスト)												
研 削 材 料	ショット 60kg												
橋 り よ う 塗 装 工	5.5 人												

4 工場塗装工歩掛

工場塗装工歩掛は、表－7・2・5 を標準とする。

表－7・2・5 工場塗装工標準歩掛 (人/100 m ² /回)			
作 業 区 分	適 用 範 囲	橋りょう塗装工	摘 要
プ ラ イ マ ー 処 理	<u>x < 60 m²</u>	<u>48.53 x^{-0.855}</u>	<u>x : 施工面積 (m²)</u>
	<u>x ≥ 60 m²</u>	1.4	
エアレススプレー塗り	<u>x < 60 m²</u>	<u>48.53 x^{-0.855}</u>	
	<u>x ≥ 60 m²</u>	1.4	
は け 塗 り	<u>全面積</u>	2.1	

(注) 1～3 [略]

4 xは扉体、戸当り、開閉装置、主ポンプ、主配管、除塵機本体、搬送設備、貯留設備、昇降台車、巻上げ装置、管理橋、階段、手摺、架台、スクリーン等の各構成における単数（1門、1門分、1基、1台、1条、1橋、1式）当りの1層の施工面積（m²）とする。なお、各層で施工面積が異なる場合は、上塗り側の面積によるものとする。

5 「第6章 鋼製付属設備」の区分C、Dに相当する構造物は、単数の単位を「1式」とする。

6 本歩掛は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

第3 現場塗装

1 [略]

2 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表－7・3・2 を標準とする。

表－7・3・2 現場塗装工標準歩掛 (人/100 m ² /回)			
作 業 区 分	適 用 範 囲	橋りょう塗装工	摘 要
プ ラ イ マ ー 処 理	<u>x < 60 m²</u>	<u>48.53 x^{-0.855}</u>	<u>x : 施工面積 (m²)</u>
	<u>x ≥ 60 m²</u>	1.4	
エアレススプレー塗り	<u>x < 60 m²</u>	<u>48.53 x^{-0.855}</u>	
	<u>x ≥ 60 m²</u>	1.4	
は け 塗 り	<u>全面積</u>	2.8	

(注) 1～3 [略]

4 xは扉体、戸当り、開閉装置、主ポンプ、主配管、除塵機本体、搬送設備、貯留設備、昇降台車、巻上げ装置、管理橋、階段、手摺、架台、スクリーン等の各構成における単数（1門、1門分、1基、1台、1条、1橋、1式）当りの1層の施工面積（m²）とする。なお、各層で施工面積が異なる場合は、上塗り側の面積によるものとする。

5 「第6章 鋼製付属設備」の区分C、Dに相当する構造物は、単数の単位を「1式」とする。

6 本歩掛は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

3～5 [略]

6 諸雑費

4 工場塗装工歩掛

工場塗装工歩掛は、表－7・2・5 を標準とする。

表－7・2・5 工場塗装工標準歩掛 (人/100 m ² /回)		
作 業 区 分	橋りょう塗装工	備 考
プ ラ イ マ ー 処 理	1.4	
エアレススプレー塗り	1.4	
は け 塗 り	2.1	

(注) 1～3 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

第3 現場塗装

1 [略]

2 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表－7・3・2 を標準とする。

表－7・3・2 現場塗装工標準歩掛 (人/100 m ² /回)		
作 業 区 分	橋りょう塗装工	備 考
プ ラ イ マ ー 処 理	1.4	
エアレススプレー塗り	1.4	
は け 塗 り	2.8	

(注) 1～3 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

3～5 [略]

6 諸雑費

改 正 後					現 行																			
諸雑費の計上は、次式による。 諸雑費＝橋りょう塗装工労務費×諸雑費率 諸雑費率は、表－7・3・7を標準とする。					諸雑費の計上は、次式による。 諸雑費＝橋りょう塗装工労務費×諸雑費率 諸雑費率は、表－7・3・7を標準とする。																			
表－7・3・7 諸雑費率 (%)					表－7・3・7 諸雑費率 (%)																			
	現 場 塗 装	現場塗替素地調整				現 場 塗 装	現場塗替素地調整																	
	プライマ・エアレススプレー・はけ	1 種	2 種	3 種・4 種		プライマ・エアレススプレー・はけ	1 種	2 種	3 種・4 種															
開 放 部	5	38	※ 1	5	開 放 部	5	38	※ 1	5															
密閉部内部	8	※ 1	※ 1	7	密閉部内部	8	※ 1	※ 1	7															
(注)1～4 〔略〕 5 現場塗装及び現場塗替素地調整の諸雑費に足場工、シート張防護工、板張防護工は含まれないため、別途仮設工において積上げるものとする。					(注)1～4 〔略〕 〔新設〕																			
7～9 〔略〕					7～9 〔略〕																			
第 8 章 〔略〕					第 8 章 〔略〕																			
第 9 章 電気通信設備					第 9 章 電気通信設備																			
第 1 適用範囲					第 1 適用範囲																			
この歩掛は、電気通信設備の製作、据付に適用する。					この歩掛は、電気通信設備の製作、据付に適用する。																			
1 区分及び構成 〔略〕					1 区分及び構成 〔略〕																			
2 適用条件					2 適用条件																			
(1) 〔略〕 (2) 第 2 据付歩掛に記載している技術者は電気通信技術者、技術員は電気通信技術員に読み替える。 (3) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 1.0 倍とし、「再使用しない場合」は、原則として据付歩掛の 0.5 倍とする。 なお、撤去歩掛の算出に当たっては、原則として調整歩掛は含めない。 〔削る。〕					(1) 〔略〕 〔新設〕 (2) 既設設備の撤去工事は、据付歩掛に次の表の率を乗じた歩掛とする。																			
					<table><tr><td>作 業 種 別</td><td>技 術 者</td><td>技 術 員</td><td>電工、機械工</td><td>普通作業員</td></tr><tr><td>再使用する場合</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr><tr><td>再使用しない場合</td><td>50%</td><td>50%</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>					作 業 種 別	技 術 者	技 術 員	電工、機械工	普通作業員	再使用する場合	100%	100%	100%	100%	再使用しない場合	50%	50%	50%	50%
作 業 種 別	技 術 者	技 術 員	電工、機械工	普通作業員																				
再使用する場合	100%	100%	100%	100%																				
再使用しない場合	50%	50%	50%	50%																				
(4) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特別仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。 (5) 本歩掛以外の作業種別は、別途積み上げ計上するものとする。					(注) 撤去歩掛の算出に当たっては、調整歩掛は原則として含めない。 (3) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特別仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。 (4) 本歩掛以外の作業種別は、別途積み上げ計上するものとする。																			

改正後	現行
第2 〔略〕	第2 〔略〕